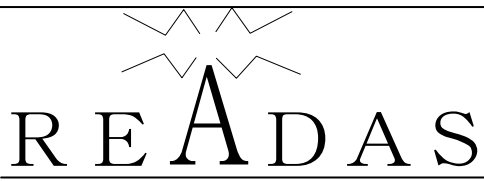


第 4335 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 9月30日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 環境関連投資促進税制

Q：今年度の税制改正で、エネルギー関連の投資を後押しする制度が創設されたとか。どのような内容なのですか？

A：取得価額の30%の特別償却か7%の税額控除か選択適用することができます。

【解説】

今年度の税制改正で創設された、環境投資促進税制の概要は、次のとおりです。

青色申告法人が、平成26年3月31日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得して、これを1年以内に事業の用に供した場合は、その対象設備の取得価額の30%相当額の特別償却（中小企業者等については7%相当額の特別税額控除との選択適用）ができます。ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越が認められます。

【対象設備】

- ①新エネルギー利用設備等
太陽光発電設備、風力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
 - ②二酸化炭素排出抑制設備等
プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、ガス冷房装置等
 - ③エネルギー使用合理化設備
高断熱窓設備、照明設備等
 - ④エネルギー使用制御設備
測定装置、インバーター、電子計算機等
- ※③と④は全てを同時設置する必要あり。

